

令和6年4月

業者各位

東大阪市行政管理部
契約検査室契約課

東大阪市発注の公共工事にかかる市内業者の活用について

本市では、以前から工事発注にあたりましては、市内経済の活性化、市内業者の育成の観点から、適正な競争性を確保した上で、市内業者の受注機会の増大に努めております。

つきましては、業者各位におかれましては、本市発注工事等を受注された際には、下記事項にご配慮をいただきますよう、お願いいたします。

記

1. 下請発注における市内業者の活用について
本市発注工事に関し、下請契約を締結する場合には、可能な限り市内業者を優先して活用してください。
2. 建設資材等の調達について
施工において必要な建設資材や物品を購入される場合は、可能な限り市内業者から調達してください。また、リース業者、警備業務、運送業務等についても、市内業者を優先して活用してください。

以上